

小山市長 令和3年3月 定例記者会見

1 開会

2 市長あいさつ

3 市長発表内容

1 令和3年第1回小山市議会定例会関係について

- ① 「第8次小山市総合計画（基本構想・基本計画）」の策定について
～市民との対話と連携・協働による「田園環境都市 小山」を未来につなぐ 持続可能なまちづくり～
- ② 小山市犯罪被害者等支援条例の制定について
～安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて～
- ③ 組織改編及び組織の名称変更について
～新たな組織で市民のための政策実現を目指して～
- ④ 小山市保健センターの移転について
～本庁舎で各種健(検)診が受けられます～

2 豊穂川整備に伴う新川橋の架け替えについて ～排水強化対策に向けた県市の連携～

3 小山市男性育児・家事ガイドブック『ファーザー・イン・オヤマ』の発行について ～プレパパ・新米パパの育児・家事を応援します～

4 部長等発表内容

- 1 子ども家庭総合支援拠点事業の実施について
～小山市すべての子どもの健全な育成を支援するために～
- 2 テクノパーク小山南部の予約分譲について
～東京から60km圏 分譲単価 19,000円/㎡から～

5 閉会

記者会見資料

総合政策部 総合政策課

1. 件 名

「第8次小山市総合計画（基本構想・基本計画）」の策定について
～市民との対話と連携・協働による
「田園環境都市 小山」を未来につなぐ 持続可能なまちづくり～

2. 要 旨

「第8次小山市総合計画」は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年を新たな計画期間とし、市政運営の総合的かつ基本的な指針となる最上位計画です。

また、本計画は、多様化する市民の価値観やニーズを的確に捉えるとともに、「Society5.0」、「国土強靱化」、「新しい生活様式の定着」等の新たな視点を踏まえながら、「SDGs（持続可能な開発目標）」との一体化に取り組み、社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めるための指針といたしました。

加えて、今回、改訂を迎える「小山市国土強靱化地域計画」について、国の計画策定ガイドラインを踏まえ、より効果的・効率的な推進に向け、総合計画と共通の指針性を持たせるため、一体的に策定したものです。

3. 内 容

（1）基本構想

本市のまちづくりの基本理念を示し、それに即したまちづくりの基本目標を設定するもの

①まちづくりの基本理念 【概要版6～7ページ】

『市民との対話と連携・協働による「田園環境都市 小山」を未来につなぐ持続可能なまちづくり』の考えのもと、3つの基本理念を提示するもの。

- ・【市民とともに進める 支え合い認め合う ひと・行政づくり】
- ・【魅力ある地域資源を生かした 住み続けたい まちづくり】
- ・【豊かな自然との共生と 安全で安心できる くらしづくり】

②まちづくりの基本目標 【概要版14～18ページ】

3つの「まちづくりの基本理念」に即した7つの「まちづくりの基本目標」を設定し、施策の大綱を示すもの。

(2) 基本計画

基本構想を実現するために必要な具体的施策等を分野別にまとめたもの

・分野別計画 【概要版 19～27 ページ】

7つの「まちづくりの基本目標」を大項目とし、29の中項目（1-1～7-5）と、57の小項目（1-1-1～7-5-2）を体系化し、小項目ごとに課題や基本方針等について整理するとともに、それらを踏まえて実施する個別施策、重点的に取り組む事業及び成果指標（K P I）を示すもの。

(3) 小山市国土強靱化地域計画 【概要版 28～37 ページ】

国基本計画や県地域計画において設定された施策分野に留意しつつ、リスクシナリオを回避するために必要な7つの施策分野を設定し、各施策分野ごとの推進方針及び成果指標（K P I）を示すもの。

4. その他

表紙デザインの決定について

「第8次小山市総合計画」表紙イラストを、将来を担う若い世代（市内在住・在学・在勤16歳以上29歳以下）の個人またはグループを対象として、公募した結果、入賞者が決定しましたので、下記のとおり表紙等に採用するとともに表彰式を行います。

(1) 入賞者

- ・最優秀賞（1点） 総合計画：表紙（本編・概要版）
- ・優秀賞（2点） 総合計画：挿絵（本編）
- ・入選（4点） 総合計画：挿絵（本編）

(2) 表彰式

- ・日時 令和3（2021）年3月23日（火）午前10時より
- ・会場 市長公室
- ・内容 最優秀賞、優秀賞を受賞された3名に、表彰状及び記念品を贈呈

(3) 参考

- ・募集期間：令和2（2020）年11月5日（木）
～令和3（2021）年1月29日（金）
- ・応募総数：10点

記者会見資料

市民生活部 市民生活安心課

1. 件 名

小山市犯罪被害者等支援条例の制定について

～安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて～

2. 内 容

犯罪被害者やその遺族は、ある日突然犯罪に巻き込まれ、生命を奪われたり負傷するだけでなく、精神的、経済的にも厳しい状況に置かれるなど、日常生活が困難になる場合が少なくありません。

本市では、市民生活安心課に犯罪被害者等からの相談窓口を設置しているほか、犯罪被害者等の現状や支援の必要性について啓発活動を実施してきました。

この度、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、条例が制定されました。

3. 施行日

令和3（2021）年4月1日

4. 条例の概要

条例では、基本理念や市、市民等、事業者の責務等を定めています。

具体的支援としては、これまでも市民生活安心課において実施してきた被害者相談の他、新たに犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、見舞金の支給等について定めました。

見舞金は、条例が定める犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族に遺族見舞金として30万円、犯罪行為を受け1月以上の重傷病を負った犯罪被害者に重傷病見舞金として10万円を支給します。

見舞金の支給対象者は犯罪行為が行われた時において、市民（本市の住民基本台帳に記録されていた者その他規則で定める方）であった犯罪被害者の遺族及び重傷病を負った犯罪被害者本人です。

その他、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、小山市営住宅条例を改正して単身入居や抽選回数の優遇を図るほか、人材の育成、教育活動の推進等、犯罪被害者等の支援に必要な施策を定めています。

5. 条例制定に関するチラシ

別添のとおり。

記者会見資料

総務部 職員活性課

1. 件 名

組織改編及び組織の名称変更について

～新たな組織で市民のための政策実現を目指して～

2. 趣 旨

シティプロモーションの推進や渡良瀬遊水地の活用、本庁舎整備を契機とした公共施設マネジメントと行政改革の一体的推進、本市のPRや重点事業を迅速に遂行し、内部統制による組織マネジメントを徹底しつつ、昨今の社会情勢の変化による経済・生活面への影響や、多文化共生の推進による多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟に対応し、質の高い行政サービスを提供することができる体制としました。

3. 組織数の状況

	部	課	課内室等	係	計
令和2年4月1日	13	74	25	215	327
令和3年4月1日	12	75	18	210	315
増 減	△1	1	△7	△5	△12

注) 課内室等とは、課内室(10)、文書館、職員研修所、消防各分署等(6)です。

4. 組織改編の内容

別紙「令和3年4月1日における組織改編対比表」

【主な組織改編のポイント】

- (1) 組織全体として、市民のための政策実現を効率よく推進し市民サービスの向上を図るため、類似・関連業務の統合や業務内容を明確に表す分かりやすい組織名称への見直しを行いました。

①業務変更を伴わない分かりやすい組織名称への変更…6課13係（計19）

部の名称	令和2年度	令和3年度
総合政策部	財政改革課	財政課
総務部	職員活性課	職員課
保健福祉部	子育て包括支援課	子育て家庭支援課
保健福祉部	地域包括ケア推進課	高齢生きがい課
都市整備部	水と緑の推進課	公園緑地課
消防本部	総務課	消防総務課

②新設・移管・業務見直し等に伴う組織の名称変更…8課3室15係（計26）

部局名	令和2年度	令和3年度	備考
秘書広報局	秘書広報課	秘書課	広報・広聴業務等をシティプロモーション課に移管
総合政策部 ※ 1		シティプロモーション課	秘書広報課より広報・広聴業務等を移管 総合政策課より移住定住交流推進室業務を移管
		自然共生課	産業観光部より渡良瀬遊水地ラムサール推進課を移管
総務部 ※ 2	行政経営課	行政総務課	行政経営係を行政改革課に移管
		行政改革課	行政経営課より行政経営係を移管 管財課より公共施設マネジメント推進係を移管
	人権推進課	人権・男女共同参画課	人権推進課と男女共同参画課を統合
	男女共同参画課		
都市整備部 ※ 3	新都市整備推進課	まちづくり推進課	都市計画課まちづくり推進室まちづくり支援係を移管 室を再編し、官民連携推進室・再開発推進室を設置
教育委員会	東京オリ・パラ・ 栃木国体推進課	国体推進課	2022年いちごー会とちぎ国体・とちぎ大会へ向けた体制の明確化

※ 1 総合政策部では、「シティプロモーション課」を新設し、秘書広報課から移管する広報・広聴・シティプロモーション業務と移住定住交流関連業務を一体的に推進します。また、渡良瀬遊水地ラムサール推進課を産業観光部から移管し、課名を「自然共生課」と改め、渡良瀬遊水地の賢明な利用と市における生物多様性の保全を推進します。

※ 2 総務部では、行政経営課行政経営係の業務を新設課「行政改革課」へ移管し、管財課公共施設マネジメント推進室から移管する業務を行政改革と一元化することで、公共施設マネジメントの推進を強化します。また、管財課内に財産整備管理室を設け、総合政策部から移管される本庁舎整備関連業務と市の保有財産管理運用業務を一体的に行います。

※ 3 都市整備部では、新都市整備推進課を「まちづくり推進課」と改め、都市計画課まちづくり推進室の業務を移管し、市民協働のまちづくりを推進します。また、同課内に「官民連携推進室」「再開発推進室」を再編し、官民連携による市民協働まちづくりと小山駅東西を一体と捉えた整備を企図するとともに、再開発を促進し魅力的なまちづくりの推進を目指します。

（2）文化振興課を総合政策部から教育委員会へ移管し、博物館・美術館業務と合わせ、芸術文化の振興及び文化財行政・教育の一体的な推進を図ります。

記者会見資料

保健福祉部 健康増進課

1. 件 名

小山市保健センターの移転について
～本庁舎で各種健(検)診が受けられます～

2. 内 容

小山市保健センターについては、令和3(2021)年5月6日(木)の小山市役所新庁舎開庁に併せ新庁舎3階に移転し、各種健診業務・相談事業等を開始しますが、5月から実施する令和3(2021)年度特定健診・がん検診等、成人の集団健診のうち、新庁舎における保健センター実施予定分については下の表のとおり別会場で実施いたします。

【5月以降特定健診、がん検診等における新庁舎保健センター実施の集団健診会場】

期 間	会 場
5・6月	旧小山市保健・福祉センター（小山市中央町2-2-21）
7月以降	旧小山市水道庁舎（小山市八幡町1-9-4）

【5月6日以降、新庁舎にて実施予定の各種健診など】

- ・ 各種乳幼児健診・相談事業等
- ・ 成人の健診結果説明会
- ・ 特定保健指導

3. 問合せ

小山市 保健福祉部 健康増進課 健康増進係 TEL0285-22-9851

記者会見資料

建設水道部 治水対策課

1. 件 名

豊穂川整備に伴う新川橋の架け替えについて
～排水強化対策に向けた県市の連携～

2. 内 容

小山市では、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨で大きな浸水被害を受けた豊穂川流域等の「排水強化対策」を進めております。

この一環として実施する豊穂川の河道整備(拡幅・築堤)は、国土交通省の交付金事業を活用し、総事業費約 53 億円、完成工期を令和 7 年度としております。

また、豊穂川の整備に伴い、新川橋(一般県道小山結城線)の架け替えが必要となることから、栃木県と小山市で連携し、新川橋の架け替えと橋梁前後の道路(取付道路)の整備を計画しております。

架け替えは現況の位置で行い、役割分担は測量・設計・施工を栃木県、用地取得・補償契約を小山市が実施することとし、豊穂川整備と同じ令和 7 年度の完成を目指します。

なお、今後の予定としましては、令和 3 年 5 月頃から事業区間の測量等の実施を予定しております。

さらに小山市では、下水道事業、田んぼダム等の取り組みのほか、排水強化対策完成までの緊急排水強化対策にも取り組み、「安全安心な小山市」の創造に向け、引き続き取り組んでまいります。

記者会見資料

総務部 男女共同参画課

1. 件 名

小山市男性育児・家事ガイドブック『ファーザー・イン・オヤマ』の発行について
～プレパパ・新米パパの育児・家事を応援します～

2. 趣 旨

男女とも仕事と家事・育児等を両立するためには、家庭内において互いに協力し合い、共に責任を担っていくことが必要です。

令和2年11月に予定していた「トップセミナー」を新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止としたため、当セミナーで基調講演を依頼していた田中俊之氏（大正大学准教授・社会学）から講演内容を寄稿文としてご提供いただきました。寄稿文を構成の核としたガイドブックを作成および配付することで、市内の「働きながら子育てをする男性」をターゲットとした、育児・家事参画促進のための啓発を行い、ひいては小山市内の女性活躍の推進、男女共同参画社会の実現を図るものです。

3. 掲載内容

- ・ 田中俊之氏 寄稿文「男性学の視点から男女共同参画を考える」
- ・ ママが妊娠中のパパの心構えや行動について
- ・ 今日からできる！子どものお世話
- ・ レッツゴー！外での遊び
- ・ 「おやナビ！おやま」Presents おでかけ情報セレクション
- ・ 共働き家庭の家事・育児は、どんな形が理想？先輩パパ・ママの事例を紹介
- ・ 「イクメンパパのスキルアップセミナー」レポート
- ・ 妻との接し方、育休取得特集、役に立つHPや相談機関の掲載 など

※詳細は別紙のとおり

4. 発行部数

5,000 部

5. 配布先

- ・ 母子健康手帳に添えて配付 1,400 部（年間 1,400 部×1 か年）
- ・ 市内保育所（園）・認定こども園・幼稚園 1,500 部（0～2 歳児のいる家庭）
- ・ 市内事業所 700 部（小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者、おやまイクボス協議会など）
- ・ 公共施設、商業施設に配布 1,400 部（70 ケ所×20 部ずつ）

記者会見資料

保健福祉部 子育て包括支援課

1. 件 名

子ども家庭総合支援拠点事業の実施について
～小山市すべての子どもの健全な育成を支援するために～

2. 内 容

児童虐待の新規通告件数は全国的に増加を続けており、小山市においても平成27年度の71件から、令和元年度の281件へと大きく増加いたしました。また児童虐待の通告以外にも、子どもの発達障がいや非行、育児等の相談件数も大きく増加しており、対応が追いつかない状況にあります。

さらに、平成28年児童福祉法の改正により、それまで児童相談所が担ってきた児童虐待家庭への対応を、市が身近な場所で子どもや家庭を継続的に支援し、児童虐待の再発防止を図るよう改められたことから、専門的かつ継続的な対応が必要となっております。

このような状況を踏まえ、小山市では令和3年度から、子どもとその家庭等を対象に、専門的な相談や必要な調査、訪問等による継続的な支援を、中心として担う組織として、「子ども家庭総合支援拠点」を整備いたします。あわせて、児童虐待の発生する原因と関係の深い、DVへの相談対応を強化するため、新たに専任の婦人相談員を配置いたします。今後も拠点事業をはじめとして、継続して相談・支援体制の強化を図ってまいります。

3. 人員配置

- ① 児童虐待等の対応にあたる職員として、現在の家庭相談員4名の体制を基に、新たに子ども家庭支援員と虐待対応専門員を配置し、1名を増員します。
- ② DV相談にあたる職員として、現在の母子・父子自立支援員兼婦人相談員3名の体制に、新たに専任の婦人相談員を配置し、1名を増員します。

4. 今後強化を図っていく対応

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報提供、相談、調整）
- (2) 要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦等への支援業務
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 安定した生活を継続していくための必要な支援

5. 事業開始

令和3年4月1日から

記者会見資料

産業観光部 工業振興課

1. 件 名

テクノパーク小山南部の予約分譲について

～東京から60km圏 分譲単価 19,000円/㎡から～

2. 内 容

小山市は、東西南北の交通の要衝にあり、特に圏央道の開通により、新4号国道を通じた東京・成田・東海方面へのアクセスが格段に向上し、本市の立地利便性はより一層高まっております。

テクノパーク小山南部は、市内大字塚崎・東野田地内にあり、新4号国道に隣接しており、現在、令和5（2023）年3月竣工に向けて造成工事を進めているところですが、造成工事と並行し、予約分譲を開始することといたしました。

今回の予約分譲に際しましては、固定資産税相当額を3～5年交付する「工業振興奨励金」、用地取得価格の15%を助成する土地取得助成金など、北関東トップクラスの企業立地優遇制度をご活用いただくことで、早期分譲を目指します。

3. 概要

・所在地

栃木県小山市大塚崎・東野田地内

・開発面積・分譲面積

開発面積：15.5ha

分譲面積：11.3ha

・分譲区画

6区画

10,710～27,183㎡

・分譲価格

19,000～22,200円/㎡

・予約分譲開始

令和3年3月18日～

4. 問合せ

小山市 産業観光部 工業振興課 企業誘致・工業団地開発推進室

TEL 0285-22-9396

